<ねんきんニュース>

繰り上げ請求と繰り下げ請求

国民年金の老令年金は、六十五才から支給されますが、六十才までに支給要件を満たしていれば、六十才から六十四才までの間ならいつでも、支給開始時期を繰り上げて、希望したときから受けられます。

しかし、その年金額は、受給を希望した年令に応じて、次の上表のように、六十五才から受ける本来の年金額から、一定の割合で減額されて支給されます。

また、これとは反対に、六十五才以上七十才までの間に、繰り下げて受給を望んだ場合は、年令に応じて次の下表のように、年金額が増額されます。

繰上げ支給の年金額

受給時の年齢	65歳で受けるべき年金額に対する減額率
60歳以上61歳未満	42%
61歳 〃 62歳 〃	35〃
62歳 〃 63歳 〃	28〃
63歳 〃 64歳 〃	20〃
64歳 〃 65歳 〃	11〃

繰下げ支給の年金額

受給時の年齢	65歳で受けるべき年金額に対する増額率
66歳以上67歳未満	12%
67歳 〃 68歳 〃	26〃
68歳 〃 69歳 〃	43〃
69歳 〃 70歳 〃	64〃
70歳で受ける場合	88〃

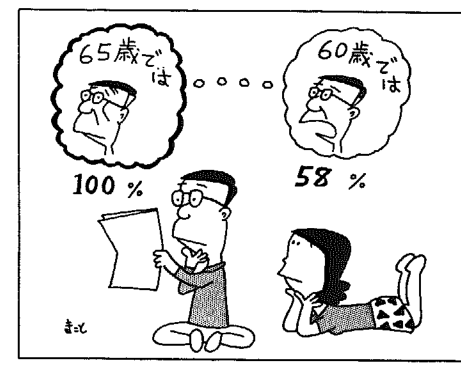

『きょうの健康あすの年金』

NST新潟総合テレビ 土曜日朝七時十五分から七時三十分まで

12/2 年金の額はこのようにして算出されます。
12/9 社会保険の相談はお気軽に。
12/16 国民年金に加入しよう。
12/23 大丈夫ですかあなたの年金
12/30 健康保険は、こんなに役立っています。
1/6 健康保険制度を皆んなで育てよう。

なお、これらの放送等についてご意見等がありましたら、年金係まで申出下さい。

戸籍シリーズ ㉞

相続と家庭裁判所

相続は、人が死亡したときに、その遺産をだれがどのように受け継ぐかという問題でありますが、様々な面で家庭裁判所の手続と関連を持っています。例えば、相続放棄や限定承認をするためには、一定の期間内に家庭裁判所にその旨を申述し、相続人のいないときは、特別縁故者は、家庭裁判所に財産の分与を請求することができることになっております。また、遺産の分割について相続人の間で協議ができないときは、家庭裁判所に遺産分割の調停又は審判の申立てができ、家庭裁判所は一切の事情を考慮して適切な分割を行います。

遺産の分割については、まず共同相続人の間で協議して決めることになっております。しかし、話合いがつかないとか、相続人の一人が財産を独占して協議に応じないような場合には、相続人は、家庭裁判所に遺産分割の調停又は審判を申し立てることができます。調停の申立ては相手方の住所地を管轄する家庭裁判所に、審判の申立ては被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所にそれぞれしなければなりません。家庭裁判所では、審判の申立てがあっても、なるべく調停に付し、相続人が合意の上で解決するように努めますが、調停が成立しない場合には、審判の手続に移ります。家庭裁判所は、遺産の分割に当たって遺産の内容、相続人の範囲、各相続人の生活状況、被相続人との関係、申立てのいきさつなどを十分に調べた上、遺産の種類、性質や各相続人の職業その他一切の事情を考慮して、公平かつ妥当な解決を図ります。例えば、被相続人とともに生活していた配偶者が高令で職に就いていない場合などには、その生活の安定のため、財産のうち居住用の土地、建物を配偶者に取得させる一方、既に独立している子らには、動産、有価証券、現金等を取得させて公平を図ったり、また、農業その他の家業を続けたいという相続人がいる場合には、農地や営業用の財産をそのままその相続人に取得させ、相続分を超過する分については、他の相続人に対して金銭を支払わせて調整を図ることも、よく見受けられます。

更に、共同相続人のうち結婚や生活の独立のときなどに被相続人から生計の資本として財産の贈与を受けた者がある場合には、共同相続人間の公平を図るために、この財産を計算の上で一応被相続人が死亡の時に有していた財産に加えて遺産の分割が行われます。

相続人のいることが明らかでない場合には、利害関係人等が、家庭裁判所に相続財産管理人選任の審判を申し立てます。選任された相続財産管理人は、財産を管理し、相続人を捜し、負債があれば精算します。一定期間内に、相続人として権利を主張する者がなければ、内縁の妻など被相続人と生計をともにしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者は精算後残った財産の分与を家庭裁判所に請求することができます。家庭裁判所は、相続財産管理人の意見を聴いた上で、その縁故関係の深さによって財産分与の審判をします。しかし、相続人も特別の縁故者もいない場合は、その相続財産は、国のものとなります。

以上相続に関する家庭裁判所での主な手続を説明申し上げましたが、詳しいことは、最寄りの家庭裁判所で聞いてください。

人権擁護委員に気軽にご相談を

日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるのかわからなくて困った—こんな経験をおもちの方はありませんか。

たとえば、家庭内では姑の嫁いびり、継子いじめをはじめ、年老いた親が息子に冷遇されたり、相続をめぐってのいざこざなど。また、隣近所の間題では、「ピアノの音がうるさい」などの騒音や振動、悪臭などの公害あれこれ。そのほか、借地借家についてのもめごと—など。

このような問題でお悩みの方は、人権擁護委員に気軽にご相談ください。

相談の内容に、人権侵害の疑いがあるときは、直ちに人権擁護委員は法務局と連絡をとり、調査します。

相談は無料で、相談内容については秘密を厳守します。

みんなそろって明るい正月 恵まれない方に善意の募金を

社会福祉のために 善意のご寄附

◎石瀬の**高柳ミス**さんから義父岩太郎さん（十一月十三日没）のご冥福を祈られて社会福祉のために役立ててほしいと、金十万円也の御寄附を頂戴しました。

故人の御冥福をお祈りするとともに、厚く御礼申し上げます。御寄附下さいました御浄財は趣旨に従い、社会福祉充実のために活用させていただきます。

ありがとうございました。

おわびと訂正

先月号、「数々の善意ありがとうございます」欄で、――岩室後藤義男さんから金五万円也のご寄附――とありましたが――岩室和田義男さん――の誤りでした。おわびして訂正いたします。

善意のご寄附をくださった**和田義男**さんはじめ、関係の皆さんに大変ご迷惑をおかけいたしました。今後はこのようなことのないよう編集には細心の注意をいたします。申し訳ありませんでした。

十二月は、一年の締めくくりの月であり、ふだん落ち着いている先生も走り出す（師走）というほど忙しく、あわただしい月でもあります。

その上、毎年十二月は、犯罪や交通事故、火災などが、ふだんの月より増える傾向にあります。

私たちの周囲から犯罪や事故をなくし、恵まれない人には〝愛の手〟を差しのべ、みんながそろって新しい年を迎えたいものです。

共同募金のお礼と歳末たすけあいのお願い

～県共同募金会 岩室分会から～

十月に実施した共同募金には、たくさんの御協力をいただきありがとうございました。おかげさまで、次のような多額の御寄附を頂戴することができました。

◎共同募金
目標額　六九一、三〇〇円
募金額
○一般募金二、〇五四戸　六二〇、八三〇円
○学校募金小中学校　三七、七一八円
○職域募金役場・保育園 和納農協・岩室農協 岩室村商工会　三七、九四四円
○法人募金三十一社　九三、五〇〇円
合計　七八九、九九二円

これらの貴重な御浄財は新潟県共同募金を通して、各市町村募金会に配分受けて、社会福祉充実に使われることになっております。

善意をこめて御浄財をお寄せいただいた多くの方々と、「共同募金運動の奉仕員」として、募金のとりまとめをお願いした各字の区長さん方に広報紙上を借りて厚くお礼申し上げます。

次に、重ね重ねで恐縮でありますが、募金運動の「歳末たすけあい募金」をお願いいたします。岩室村の目標額は、三〇〇、〇〇〇円であります、この目標額を達成するために、まことに勝手ながら一世帯「一五〇円」程度の御寄附をお願いします。

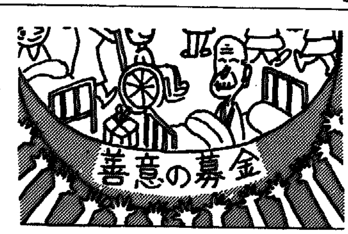

奉仕員（区長さん）を煩わして、募金袋をお届けします。

十二月十五日をメドにおとりまとめをお願いしてあります。

この歳末たすけあい募金も、新潟県共同募金会に納入し、全額配分を受けて、生活に恵まれない不幸な方々に、おもち代の一部として贈ったり、長い間施設に入所されている方に対する慰問や、長期療養者へのお見舞などに使われております。

どうぞ、すべての人びとが少しでも明るい気持でお正月が迎えられますよう、皆様の暖い御芳情をお待ちしております。

よろしくお願い申し上げます。

公給領収証 受領強調月間

明朗会計は公給領収証で

料理飲食等消費税は、料理店、小料理店、バー、飲食店、旅館等で飲食や宿泊をしたとき利用料金に対して課税される税金で公給領収証が発行されます。

公給領収証は県から交付を受けた領収用紙で利用料金と税金を受け取った経営者が発行しています。

この制度が発足してから二十余年を経過して居り皆さんも充分御承知の事と存じます。

つきましては、きたる十二月十日から一月九日までの一ヶ月間を「料理飲食等消費税に係る公給領収証の完全交付、受領強調月間」と設定しなお一層の徹底を図ることになりました。料理店等を御利用の際には必ず公給領収証をもらうようにお願いいたします。

尚次の免税点をこえる利用料金に対して一〇%の税金が課税されます。

◎料理店、小料理店、カフェ、バー、キャバレーでは免税点が有りません。

◎旅館、ホテルで
・宿泊の場合の免税点一人一泊につき四千円、但し免税点を超えた時、一人一泊につき二千円の基礎控除が有り六千円までは課税されません。
・宿泊した人の追加飲食、夜食、間食、又休憩、昼食等の飲食は一人一回につき二千円まで免税。

◎普通飲食店、（食堂、レストラン、ドライブイン、喫茶店）等は一人一回につき二千円まで免税。

◎経理区分食堂（デパート等でチケット制の食堂）は一品につき千円まで免税。

◎仕出し、出前は一人前二千円まで免税。